

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例

制定	平成17年3月28日	条例第40号
改正	平成17年6月13日	条例第59号
	平成20年3月5日	条例第5号
	平成22年3月19日	条例第10号
	平成28年3月23日	条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、大規模集客施設と周辺地域における道路交通その他の都市機能との調和を図るため、大規模集客施設の立地に関して必要な手続を定め、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「大規模集客施設」とは、次に掲げる用途に供する1又は2以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)で、その用途に供する部分(共用部分を含む。以下「店舗等部分」という。)の床面積の合計が規則で定める面積を超えるものをいう。

- (1) 物品販売業を営む店舗
- (2) 飲食店
- (3) 映画館、劇場又は観覧場
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する用途で規則で定めるもの

2 この条例において「大規模集客施設の新築等」とは、大規模集客施設の新築又は既存の建築物の増築若しくは既存の建築物の全部若しくは一部の用途の変更で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「事業者」とは、大規模集客施設の新築等をし、又はしようとする者をいう。

(基本計画書)

第3条 事業者は、大規模集客施設の新築等しようとするときは、知事が定める大規模集客施設影響調査指針に基づき、周辺道路の交通量の変化その他の大規模集客施設が周辺地域の都市機能に及ぼす影響に関する調査(以下「影響調査」という。)を行い、その結果を踏まえて次に掲げる事項を記載した大規模集客施設基本計画書(以下「基本計画書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 大規模集客施設の名称及び所在地
- (3) 大規模集客施設の新築等の時期
- (4) 大規模集客施設の規模
- (5) 駐車場の位置及び収容台数
- (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、大規模集客施設の概要
- (7) 影響調査の結果
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の大規模集客施設影響調査指針には、次に掲げる影響調査について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合に関する

る調査

- (2) 駐車場に関する調査
 - (3) 周辺道路の交通量の変化その他の道路交通への影響に関する調査
 - (4) 道路以外の公共施設への影響に関する調査
 - (5) 景観の形成に関する調査
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、大規模集客施設が周辺地域の都市機能に及ぼす影響に関する調査で知事が必要と認めるもの
- 3 基本計画書には、大規模集客施設の配置図その他の規則で定める図書を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定による基本計画書の提出は、当該基本計画書に係る大規模集客施設についての建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する確認の申請（当該基本計画書に係る大規模集客施設が大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗である場合にあつては、当該確認の申請及び同法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による届出）の前に行わなければならない。

（知事意見書の作成等）

- 第4条 知事は、基本計画書の提出があつたときは、当該基本計画書に係る大規模集客施設の所在する市町の長その他の関係行政機関及び関係公共施設の管理者の意見を聴くものとする。
- 2 知事は、基本計画書の提出があつた日から起算して3月以内に、当該基本計画書に係る大規模集客施設と周辺地域における道路交通その他の都市機能との調和を図るために事業者が講ずべき対策に関する意見を有する場合には当該意見を記載した意見書（以下「知事意見書」という。）を作成して、これを事業者に送付するものとし、意見を有しない場合にはその旨を事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により知事意見書を作成し、又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定するまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（対策書の提出）

- 第5条 事業者は、知事意見書の送付を受けたときは、知事意見書に記載された意見を踏まえて講じようとする措置その他の対策を記載した書面（以下「対策書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。
- 2 第3条第4項の規定は、前項の規定による対策書の提出について準用する。

（知事再意見書の作成等）

- 第6条 知事は、対策書の提出があつた日から起算して2月以内に、当該対策書に係る事業者が講じようとする措置その他の対策に関する意見を有する場合には当該意見を記載した意見書（以下「知事再意見書」という。）を作成して、これを事業者に送付するものとし、意見を有しない場合にはその旨を事業者に通知するものとする。
- 2 第4条第1項及び第3項の規定は、対策書の提出があつたときについて準用する。

（再対策書の提出）

- 第7条 事業者は、知事再意見書の送付を受けたときは、知事再意見書に記載された意見を踏まえて講じようとする措置その他の対策を記載した書面（以下「再対策書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 第3条第4項の規定は、前項の規定による再対策書の提出について準用する。

(知事の見解の通知)

第8条 知事は、再対策書の提出があったときは、速やかに、当該再対策書に係る事業者が講じようとする措置その他の対策に関する見解を事業者に通知するものとする。

(大規模集客施設の新築等の制限)

第9条 事業者は、第4条第2項、第6条第1項又は前条の規定による通知を受けた後でなければ、基本計画書に係る大規模集客施設の新築等の工事に着手してはならない。

(用途の廃止の届出等)

第9条の2 店舗等部分の床面積の合計が規則で定める面積を超える大規模集客施設を設置している者(以下「設置者」という。)は、用途の廃止(閉店その他の事由により、当該大規模集客施設を第2条第1項各号に掲げる用途に供することを廃止することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該用途の廃止の日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 大規模集客施設の名称及び所在地
- (3) 用途の廃止の日
- (4) 用途の廃止の理由
- (5) 用途の廃止後の当該建築物及びその敷地の利用に関する計画
- (6) 用途の廃止後の当該建築物及びその敷地の維持管理に関する計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る大規模集客施設の所在する市町の長に当該届出の内容を通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、設置者に対し、当該届出に係る大規模集客施設の周辺地域における都市機能の調和を図るため、必要な要請をすることができる。

(勧告及び公表)

第10条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 正当な理由なく第3条、第5条又は第7条に規定する手続を行わないとき。
- (2) 虚偽の記載をした基本計画書、第3条第3項に規定する図書、対策書又は再対策書を提出したとき。
- (3) 第8条の規定による見解の通知をした後においてもなお事業者が講じようとする措置その他の対策の内容が不十分であるため、基本計画書に係る大規模集客施設と周辺地域における道路交通その他の都市機能との調和を図ることができず、かつ、当該都市機能に著しい支障が生ずると認めるとき。
- (4) 第9条の規定に違反して大規模集客施設の新築等の工事に着手したとき。

2 知事は、設置者が正当な理由なく前条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたと認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告(同項第3号に該当する場合に限る。)をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、

勧告を受けた者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

(条例の適用除外)

第11条 大規模集客施設の立地に伴う都市機能の調和を図るための手続を規定する条例を制定している市町の区域であって、当該条例の規定により、大規模集客施設の立地に伴う都市機能の調和に関する措置が効果的に講ぜられるものとして規則で定める市町の区域における大規模集客施設の新築等及び用途の廃止については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する確認の申請(大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗である場合には、当該確認の申請又は同法第5条第1項、第6条第2項若しくは附則第5条第1項の規定による届出)を行っている大規模集客施設の新築等については、この条例の規定は、適用しない。

(附属機関設置条例の一部改正)

3 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表大規模小売店舗立地審議会の項中「大規模小売店舗立地審議会」を「大規模小売店舗等立地審議会」に改め、「重要事項」の右に「及び大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(平成17年兵庫県条例第40号)による大規模集客施設を設置する者が大規模集客施設と都市機能との調和を図るために講ずべき対策に関する重要事項」を加える。

附 則(平成17年6月13日条例第59号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月5日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 改正後の大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の規定は、平成20年7月1日以後に行う同条例第3条第1項の規定による大規模集客施設基本計画書の提出について適用する。

附 則(平成22年3月19日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。ただし、(中略)附則第7項及び第8項の規定は、同年12月3日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例第9条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする同条第1項に規定する用途の廃止について適用する。この場合において、施行日から当該用途の廃止の日までの期間が3月に満たないときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該用途の廃止の日の3月前までに」とあるのは、「速やかに」とする。